

中心市街地活性化のための融資制度 ～日本政策金融公庫 企業活力強化資金のご紹介～

- 中心市街地において、卸・小売・飲食店、サービス業に意欲的に取り組む中小企業・小規模事業者を、融資により支援。
- まちづくり会社については、卸・小売等を営むものに加えて、不動産賃貸業を営む場合にも、融資の対象として支援。
- 中心市街地活性化の核となる民間事業については、業種を問わず特別利率により支援し、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

【基本事項】

	国民生活事業	中小企業事業
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	
金利	固定金利	
貸付限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	7.2億円
貸付利率	基準利率	

【特別利率】

(ア) 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は同地域において不動産賃貸業を営むまちづくり会社		
貸付利率	認定地域：特別利率C 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率B	認定地域：特別利率② 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率①
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	2.7億円
(イ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき当該事業を実施する者		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	
(ウ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	2.7億円	

【利率一覧】（令和5年3月1日現在）（※）

■ 中小企業事業（貸付期間の最短と最長のものを記載）			
基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
1.20～2.00	0.80～1.60	0.60～1.35	0.55～1.10
■ 国民生活事業（無担保の場合）			
基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C
2.15～3.15	1.75～2.75	1.50～2.50	1.25～2.25

中心市街地関連地域向け（平成31年度拡充） (ア)

●貸付対象

内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内においての卸売、小売、飲食サービス、サービス、不動産賃貸業のいずれかを営む者

※不動産賃貸業者の条件

(i) 行政出資3%以上等、中活法15条に規定されるまちづくり会社

(ii) 民間中心市街地商業活性化事業(中活法42条)認定を受けたまちづくり会社

中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するソフト事業に対し、経済産業大臣が認定。

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特)

●貸付対象

(1) S特事業認定事業者 (イ)

地域住民等のコミットメントがあり、周辺地域への経済波及効果が見込まれる民間商業プロジェクトに対し、経済産業大臣が認定。

(2) S特整備施設内において、卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者 (ウ)

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

(※) 左記利率は、標準的な貸付利率です。
適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。